

**柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書内容点検等の業務委託に関する公募型プロポーザル参加者募集要項**

**1 業務内容の概要**

- (1) 名 称 柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書内容点検等の業務委託
- (2) 内 容 別紙「柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書内容点検等の業務委託仕様書」による。
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

**2 委託金額の上限等**

- (1) 委託金額の上限

6,638,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 本事業に係る予算が不成立等の場合には、契約できない場合や事業内容を変更する場合がある。

なお、上記の委託金額には以下の費用を含まない（これらの費用については、別途実費を支払う。）。

- ・患者照会に係る郵送費
- ・療養費支給申請書の返戻に係る郵送費

- (2) 契約の形態

単価契約とする。月ごとの業務実績に基づき委託金額及び郵送費を支払うものとする。

- (3) 予定期数

ア 柔道整復

- ・療養費支給申請書 150,000件／年
- ・患者照会 2,600件／年

イ 鍼灸・あん摩マッサージ

- ・療養費支給申請書 12,745件／年
- ・資格過誤処理 69件／年
- ・療養費支払通知書等の送付 1,560件／年
- ・患者照会 650件／年

- (4) 事務経費等

業務に必要な物品は受託者において準備するものとする。

**3 参加資格**

次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者とする。ただし、（2）に該当する者

が事業受託者に決定した場合は、契約締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書を提出するものとする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、参加申請時において競争入札参加停止期間中でない者
- (2) 次に掲げる資格及び本業務と同様の業務を受託した実績を有する者
- ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
  - イ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること
  - ウ 法人税、所得税及び消費税の未納がないこと
  - エ 本市の市民税及び固定資産税の未納がないこと
  - オ 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと
  - カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと

#### 4 参加申請

(1) 受付期間

令和8年2月5日（木）午後5時まで（必着）

(2) 受付場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

北庁舎3階 京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室（保険年金担当）

(3) 申請方法

「（別紙1）参加申請書」により、持参又は郵送で行うこと。

申請書は、京都市情報館（本市ホームページ）上からもダウンロードできます。

(4) 必要書類

ア 参加申請者共通

（ア） 参加申請書（別紙1）

（イ） 会社概要

（ウ） プライバシーマークなど情報セキュリティに係る資格を有していることが分かる書類や、個人情報保護に関する取組状況が分かる書類等

（エ） 令和6・7年度において、民間企業、官公庁からの受託実績がある場合は、令和6・7年度における業務実績一覧（別紙2）

イ 「3 参加資格」（2）に該当する者

（ア） 納税証明書（国税等及び京都市税）

※申請日前3か月以内発行のもの

## 5 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

### (1) 質問者の資格

質問の提出は参加申請者に限るものとする。

### (2) 受付期間

令和8年2月6日（金）～2月10日（火）午後5時まで（必着）

### (3) 質問方法

質問は、「10 問い合わせ先」に記載するメールアドレスに、「プロポーザルの質問」と件名を記入したうえで、電子メールで提出すること。電話での質問は一切受け付けないものとする。

### (4) 回答

令和8年2月13日（金）までに、参加申請者全員に対し、電子メール又はFAXで回答を送付する。

## 6 企画提案書等の提出

### (1) 提出期限

令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着）

### (2) 受付場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

北庁舎3階 京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室（保険年金担当）

### (3) 提出資料 企画提案書（8部）と見積書（1部）

### (4) 提出方法 持参又は郵送で行うこと。

### (5) 作成について

（別紙3）「柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書内容点検等の業務委託に係るプロポーザル企画提案書等作成要領」を参照して作成すること。

## 7 選定方法

### (1) 選定方法

選定は「柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書内容点検等の業務受託候補者選定委員会」が行うものとする。

選定の対象は、参加申請書及び企画提案書等の提出者（以下「提案者」という。）とし、企画提案書等の提出書類及び後述のプレゼンテーションに基づき、提案者の業務実施能力を審査し、最も優れた提案があった者を受託候補者に決定する。

なお、提案者多数の場合は、追加してプレゼンテーション実施日を設けるものとする。それでもなお、提案者多数によりプレゼンテーションの実施が困難な場合は、企画提案書等の提出書類のみを用いて提案者の選考を行うものとする。書類選考の結果、プレゼンテーション対象とならなかった提案者に対しては、書面により通知する。

## (2) プレゼンテーションの実施

### ア 日時

令和8年2月27日（金）午前（予定）

（時間等詳細についてはプレゼンテーション対象となる提案者に別途通知する。）

### イ 場所

京都市保健福祉局会議室

（京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎4階）

### ウ 方法

- ・説明 30分以内、質疑応答 10分程度
- ・説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書等のみとする。

## (3) 評価項目

- ・事業者の事業年数、市町村国保又はその他医療保険における柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ分野での点検実績、京都市区域内における本店又は主たる事務所の有無
- ・療養費支給申請書の点検方法（点検の精度、独自性など）
- ・事業の実施体制
- ・業務に従事する職員の経験年数等
- ・施術師及び被保険者からの問い合わせへの対応
- ・個人情報保護に関する取組内容
- ・見積価格

## (4) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、選定後、書面で通知する。また、京都市情報館（本市ホームページ）にて、選定結果とプロポーザル参加者及び評価点を公表する。

## 8 委託契約

- （1）選定された受託候補者と仕様等、契約条件の詳細を協議のうえ、契約を締結する。
- （2）選定された受託候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由により受託候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受託候補者とする。
- （3）本事業に係る予算が不成立等の場合には、契約できない場合がある。この場合、本市は、それに伴って生じる費用についての補償は一切行わない。

## 9 留意事項

- （1）プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。
- （2）提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は、一切受け付けない。
- （3）提出された企画提案書等は返却しない。

- (4) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (5) 提出された書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

## 10 問い合わせ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
北序舎3階 京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室（保険年金担当）  
担当者：西尾  
電話：075-222-3500  
FAX：075-213-5857  
メール：hokennenkin@city.kyoto.lg.jp

(別紙 1 )

## 参加申請書

(宛先) 京都市保健福祉局 福祉のまちづくり推進室保険年金課長	年　月　日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名
	電話

柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書内容点検等の業務について実施されるプロポーザル方式による受託候補者選定手続への参加を申請します。

### 【担当者の連絡先】

担当者名	
役職名	
所在地	
電話番号	
F A X	
メールアドレス	

(別紙2)

年　月　日

令和6・7年度における業務実績一覧

委託機関名	業務の名称	実施年度及び業務の概要

## 柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書内容点検等の業務委託に係る プロポーザル企画提案書等作成要領

### 1 提出資料

柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書内容点検等の業務委託に係るプロポーザルの企画提案資料として、次の資料（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

- (1) 企画提案書
- (2) 見積書

### 2 全般的な留意事項

- (1) 提案者は、「柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージ療養費支給申請書内容点検等の業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき提案すること。
- (2) 企画提案書等の内容は、提案者が実現できる範囲内で記載すること。
- (3) 企画提案書等に記載された内容について、その実現に必要となる追加費用及び別途費用は、すべて受託者の負担となるため、仕様書の内容を十分に理解したうえで提案すること。

### 3 企画提案書等の作成上の留意事項

#### (1) 企画提案書

ア 企画提案書の様式は、原則、A4 サイズ（縦・横は任意）、両面印刷とすること。

イ 企画提案書は、次の順に綴じたうえで、通し番号を付すこと。

（ア）表紙（業者名を記載すること。）

（イ）目次

（ウ）提案内容

仕様書の内容に基づき、募集要項における評価項目に配慮のうえ、作成すること。

ウ 企画提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で記載すること。

#### (2) 見積書

ア 見積書（様式は任意）

- ・ 見積書においては、税抜価格を記載するものとする。
- ・ 点検等以外に発生する諸経費については、単価に含めるものとする。ただし、返戻及び患者照会に係る郵送費については、含めないものとする。

- ・単価設定に係る予定期数は、仕様書の3で示した件数に基づくものとする。
- ・柔道整復施術及び鍼灸・あん摩マッサージのそれぞれ1件あたりの単価を以下の項目に従って示したうえで、1年間に発生する経費の総合計額を示すこと。

①柔道整復

- ・点検等に係る申請書1枚あたりの単価
- ・患者照会業務1件あたりの単価

②鍼灸・あん摩マッサージ

- ・点検等に係る申請書1枚あたりの単価
- ・資格過誤処理1件あたりの単価
- ・療養費支払通知書等作成1件あたりの単価
- ・患者照会業務1件あたりの単価

イ その他

見積書には、見積年月日、所在地、商号又は名称及び代表者名を記載したうえ、代表者印を押印すること。